

令和8年度天草市デジタルアートブランド構築事業企画運営業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和8年8月20日

天草市長 馬場 昭治

1. 実施の目的

本市では、若者の自己実現が可能な魅力的な雇用の場として、これまで天草に無かったゲーム・アニメ制作等のデジタルコンテンツ産業を創出し地場産業化することで、若者が天草に残り、またはUIターンできる環境をつくり、持続可能な地域を創造するために「デジタルアートの島創造事業」に取り組んでいる。

本業務では、その一環として、デジタルコンテンツ産業の発展に必要な作品発表や情報発信の機会を創出し、「デジタルアートの島・天草」としてのブランド力向上を図ることを目的とする。

そのため、デジタルアート展、デジタルアートイベント及びデジタルアートアワードを開催し、天草を題材としたデジタルコンテンツやクリエイターの作品を広く発信・評価する機会を創出することで、天草に関する魅力的なコンテンツの蓄積を促進する。

また、市民がデジタルアートを身近に感じられる機会を提供するとともに、クリエイターや学生等の発掘・育成、クリエイターが目指す町として移住促進及び関係人口の創出・拡大を図る。

さらに、天草を舞台とした独自コンテンツが継続的に生まれる環境を構築し、将来的には作品を目的に国内外から多くの人を訪れる「コンテンツツーリズム」の実現につなげることを目指す。

2. 公募型プロポーザル方式の趣旨

本事業を履行するには、デジタルアートの島創造事業を理解したうえで、そのブランディング向上に資する良質な企画を行う企画力や運営能力、マネジメント能力、集客力、発信力、今回の企画の成果を次に繋げるための分析力などの高度な能力と多様なステークホルダーを巻き込むためのネットワーク、そしてその実践経験が必要不可欠であり、かつ、限られた期間での確実な事業遂行能力が求められる。

そのため、入札方式のように単に金額による選定ではなく、目的の達成のための品質担保や助言・提案等が可能な業者を公募し、本事業に最も適した業者選定が可能な公募型プロポーザル方式を採用するものである。

3. 事業概要

(1) 事業名

天草市デジタルアートブランド構築事業企画運営業務委託

(2) 事業内容

別添「天草市デジタルアートブランド構築事業企画運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

本契約締結の日から令和9年3月23日までとし、期限までに完了検査を受けなければならない。

(4) 完成図書

完了届の他、別添「天草市デジタルアートブランド構築事業企画運営業務委託仕様書」に示す成果物（データ）を提出しなければならない。

(5) 契約上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

4. 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 代表者及び契約締結代表者が、競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (3) 法人の場合は本店の所在地を、個人事業主の場合は住所地を日本国内に有すること。
- (4) 公告の日から審査結果通知日の間までに、次の①から③を満たすこと。
 - ① 天草市物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年公告第197号）に基づく指名停止を受けた者でないこと。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市税の滞納がない者。
- (6) 次の①～③に該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる者でないこと。
 - ② 政治活動又は宗教活動を行っていない者であること。
 - ③ 前各号に掲げる者の他、趣旨や目的に照らし、適当でないと市長が判断した者でないこと。

5. 実施説明書・仕様書・参加表明等に対する質問・回答

質問しようとする者は、様式7「質問票」に必要事項を記載し、次のとおり電子メール及びFAXで送信すること。

(1) 受付場所

14の担当部署

(2) 受付期間

令和8年8月20日（木）から令和8年8月27日（木）午後5時00分まで（必着）

(3) 回答日

令和8年8月28日（金）

ただし、早期にされた質問には随時回答する。

(4) 回答方法

電子メール及び市ホームページ掲載

6. 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出し、参加希望を表明すること。

(1) 提出書類及び部数

① 様式1「プロポーザル参加表明書」・・・・・・・・・・1部

② 様式2「事業者の概要」・・・・・・・・・・1部

③ 様式3「業務実績調書」・・・・・・・・・・1部

※ 記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

④ 様式4「業務の実施体制」・・・・・・・・・・1部

⑤ 様式5-1「配置予定技術者調書（管理技術者）」・・・1部

⑥ 様式5-2「配置予定技術者調書（担当技術者）」・・・1部

⑦ 「企画の概要が分かる書類」（様式は自由）・・・・1部

⑧ 見積書（様式は自由）・・・・各1部

(2) 提出期限

令和8年8月31日（月）午後5時00分まで（必着）

※ 提出期限後に参加表明書等が到着した場合は、参加表明は無効とする。

(3) 提出場所

14の担当部署

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 参加表明の審査及び技術提案書の提出要請等

① 本市職員の中から選任する「令和8年度天草市デジタルアートブランド構築事業企画運営業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）」による参加表明書等の次のア及びイの評価並びに「天草市物品購入等契約に係る指名基準」に則し、技術提案書の提出者を3～5者程度選定する。選定された者には技術提案書の提出要請書を送付し、技術提案書の提出を求めるものとする。

ア 知識及び技術力

A 企業概要及び過去3年間の事業実績

B 管理技術者及び担当技術者の経験年数及び事業実績

イ 事業の実行力

A 実施体制の妥当性

B 事業実績の状況

C 管理技術者及び担当技術者の手持ち業務の状況

- ② 参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定しなかった者には、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。
- ③ ②による通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（土・日・祝日を除く）に、書面により非選定理由について説明を求めることができる。
- ④ ③により説明を求められた場合、本市は説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

（6）本市競争入札参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者で、本市の競争入札参加資格を有していない者は、令和8年9月18日までに、天草市のホームページに掲載している「天草市入札参加資格審査申請システム」に指名競争入札（見積）参加資格審査に必要な事項の入力及び所定の書類データを添付することで資格審査の申請を行い、契約締結日までに当該資格の認定を受けなければならない。

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号
天草市総務部契約検査課物品契約係
TEL 0969-23-1111

7. 技術提案書等の提出

（1）提出期限

令和8年10月5日（月）午後5時00分まで（必着）

（2）提出場所

14の担当部署

（3）提出方法

持参または郵送（配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。）

（4）提出書類及び部数

- ① 様式6「技術提案書」・・・・・・・・・・・・・・正本1部、副本5部
- ② 提案書（様式は自由）・・・・・・・・・・・・・・6部
- ③ 工程表（様式は自由）・・・・・・・・・・・・・・6部
- ④ 見積書（様式は自由）・・・・・・・・・・・・・・各正本1部、副本5部

※見積書に記載する見積額には、消費税及び地方消費税相当額は含まないこと。

8. 技術提案の審査項目及び評価基準

技術提案書を提出した者の中から、プレゼンテーションによりデジタルアート展、デジタルアートイベント、デジタルアートアワードの企画内容や実施手法、情報発信・ブランディング手法等を幅広く審査を実施し、本事業に最適な技術提案を特定するものとする。

プレゼンテーションの実施日程と審査項目及び評価基準は次のとおりとする。

（1）実施日程

令和8年10月7日（水）午前9時～午後5時まで

(2) 実施時間

1 業者当たり 1 時間以内（質問時間含む）

(3) 日時の通知

技術提案書の提出者へ別途通知

(4) 審査項目及び評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(5) 欠格事項

審査委員全員の合計点数が、あらかじめ定めた最低基準点に満たない場合は欠格とする。

(6) 見積書による評価

技術提案書の審査結果により同点となった場合は、見積金額の合計が低い提案者を上位とする。

(7) 契約候補者の選定

- ① 提出された技術提案書等を審査した結果、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。
- ② 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。
- ③ 提案者が 1 者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、(5) の欠格事項に該当した場合は、契約候補者として選定しない。

9. 審査結果の通知及び公表

- (1) 全提案者の順位と点数は市ホームページにおいて公表するとともに、技術提案書を特定した者にはその旨を、特定しなかった者にはその旨と理由を書面で通知する。
- (2) 前項において契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（土・日・祝日を除く）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「契約候補非選定理由」という。）について、書面により次のとおり説明を求めることができる。
 - ① 様式は自由とする
 - ② 受付場所は 14 の担当部署
 - ③ 受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）
- (3) 前項により説明を求められた場合、本市はその説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し書面にて回答する。なお、書面にて回答した後においては、再度の契約候補非選定理由の説明請求は受け付けない。

10. 契約

(1) 締結

受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該委託業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、天草市契約規則第20条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の可否 作成を要する。

(4) 支払条件 後払いとする。

1.1. 無効となる提案等

(1) 次に該当する提案は無効とする。

- ① 本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案
- ② 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- ③ 本説明書に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- ④ 見積金額が3の(5)における契約上限金額を超える提案
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(2) 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

1.2. その他留意事項

(1) 参加表明書及び技術提案書等の作成等の提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(3) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。

(4) 1者に付き提案は1つとし、複数の提案はできない。

(5) 契約内容の履行にあたり、技術提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。
ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りでない。

(6) 技術提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面により届け出るものとする。

(7) 技術提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(8) 著作権は提案者に帰属する。ただし、天草市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は技術提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(9) 提出された技術提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(10) 提出された書類は返却しない。

(11) 技術提案において第三者の著作権その他権利を侵害していないことを保証しなければならない。技術提案に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

13. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
参 加 表 明 書 の 提 出	令和8年8月20日（木）から 令和8年8月31日（月）まで
参加表明書審査結果通知及び 技 術 提 案 書 提 出 要 請	令和8年9月3日（木）
技 術 提 案 書 の 提 出	技術提案書提出要請日から 令和8年10月5日（月）まで
技術提案書審査結果の通知	令和8年10月9日（金） ※予定
契 約 締 結	令和8年10月21日（水） ※予定

14. 担当部署

天草市役所 経済部 産業政策課 デジタルアート・企業誘致推進係

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号

TEL 0969-32-6786（直通） FAX 0969-24-3501（共用）

E-mail : sangyo@city.amakusa.lg.jp

別紙「評価基準」

審査項目		配点
① 実施体制		
	業務に必要な人員体制や機材等は整っているか。	10
	配置予定技術者について有資格者や技術力の高い人材を配置しているか	5
	事業期間内に無理のないスケジュール設定が可能となっており、その管理方法が適切なものになっているか。	5
	市内に事業所を有するか。	5
② 実績		
	提案事業者は、過去に類似の事業を実施した実績があるか。	10
	担当者は過去にイベント（特にアート関連）企画、運営の経験があり、必要な技術や他地域の類似事例も含め業界トレンド等の専門知識を十分に有しているか。	10
③ 企画提案		
（１）デジタルアート展について		
	展示会の企画提案内容は、工夫があり、適切かつ魅力あるものになっているか。 （コンセプト、展示会の内容・構成・演出、会場設計等、地域資源の活用等）	25
	アーティスト・イン・レジデンスの企画提案内容は、工夫があり、適切かつ魅力あるものになっているか （アーティスト募集、選定、制作支援方法等）	10
	適切かつ有効な運営方法、運営体制となっているか （展示会やアーティスト・イン・レジデンスの運営体制、多様な主体の参画等）	10
（２）デジタルアートイベントについて		
	イベントの企画提案内容は、工夫があり、適切かつ魅力あるものになっているか。 （テーマ、コンセプト、内容・構成・演出、会場設計、象徴的なデジタルアート作品、来場者の回遊性、地域消費創出等）	25
	適切かつ有効な運営方法、運営体制となっているか	5
（３）デジタルアートアワードについて		
	イベントの企画提案内容は、工夫があり、適切かつ魅力あるものになっているか。 （テーマ、コンセプト、募集方法、審査体制、賞の構成、運営体制等）	20
共通事項		
	事業全体の目的を理解し、達成できる提案内容となっているか （デジタルアートの島・天草の認知度やブランド力向上、天草を題材としたコンテンツが継続的に生まれる環境構築、クリエイターの育成、発掘、移住促進等）	20
	広報・プロモーション戦略は工夫されており、適切かつ魅力あるものになっているか。 （来場促進、天草の魅力発信、デジタルアート展のブランディング、イベントのブランディング、アワード応募促進、受賞作品の発信、アワードのブランディング等）	20
	安全管理の考え方、体制について適切なものになっているか	5
	持続可能な企画とするための財源や実施体制の提案があり、実現可能なものとなっているか	5
④ 見積金額		
	価格評価	10
合 計		200